

住み慣れた地域で

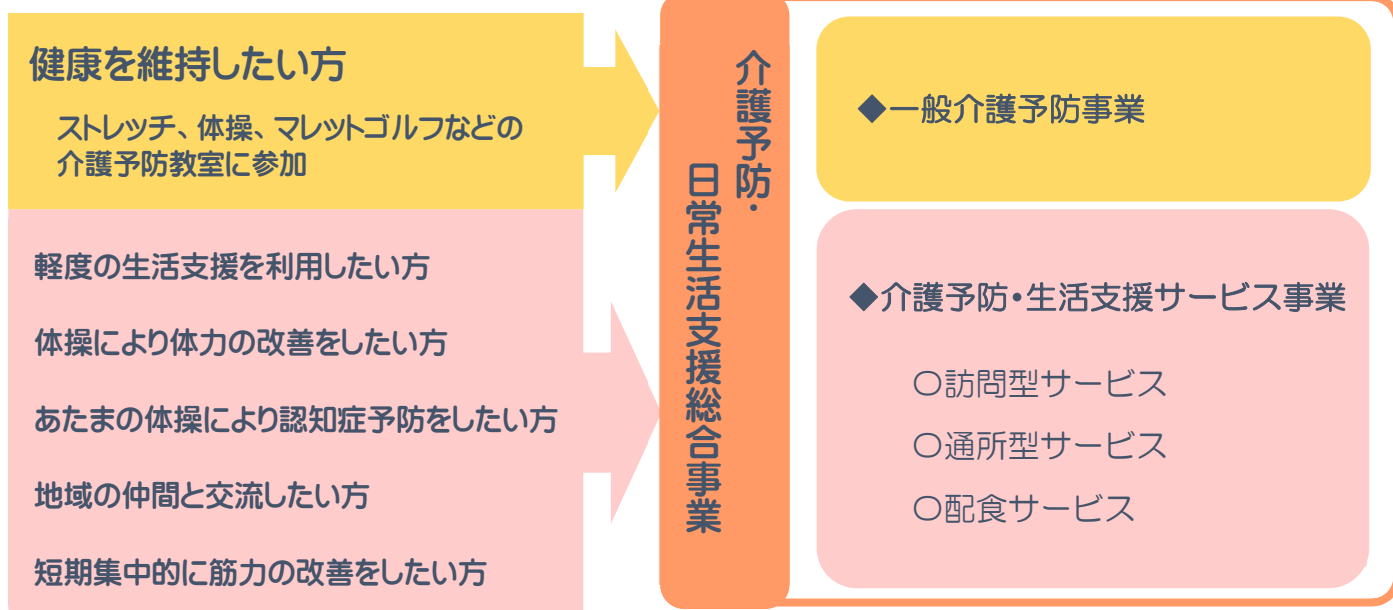
自分らしく暮らしてつづけるためのサービス

介護予防・日常生活支援 **総合事業**

総合事業は、要介護状態にならないために、

介護認定を受ける前の段階から利用できるサービスです。

健康の維持と地域で暮らしてつづけるために、ご自分に必要なサービスをご利用ください。



総合事業が利用できる方



一般介護予防事業

- 65歳以上のすべての方
- 一般介護予防事業の実施にあたり、その活動を支援する方

介護予防・生活支援サービス事業

- 要支援1・2の認定を受けた方
- 事業対象者
 - ※基本チェックリストの結果により生活機能の低下が認められた65歳以上の方

サービス利用のながれ



基本チェックリストとは

25 の質問項目により生活機能の低下を確認する調査票です。チェックリストによる判定に該当することで、サービスを利用できます。



サービス利用のご相談

地域包括支援センター または 飯田市役所

自立

基本チェックリスト 実施

非該当
(自立)

事業対象者

一般介護予防事業を利用

介護予防・生活支援サービスを利用

介護予防・生活支援サービス事業





<訪問型サービス>

体の様子	筋力の低下等により生活に軽度の介助を必要とする方	生活の中で、軽度の生活支援が必要な方	最近、足腰の痛みや筋力の衰えを感じる方
種類	介護予防相当訪問サービス	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスC
場所	21事業所	13事業所	5事業所
内容等	<ul style="list-style-type: none"> 掃除や整理整頓 衣類の洗濯や補修 生活必需品の買い物 薬の受け取り 食事の準備や調理 	※入浴、排せつ、食事の介助などは、原則として対象となりません。(緊急に必要な場合を除く)	短期間、集中的に、リハビリ職等が利用者に合わせて指導を行います。
提供時間	1回 60分未満	1回 45分以下 (利用は週1回まで)	約3か月間
自己負担	利用回数等により異なる 利用料の1~3割/月	1回 300円	無料

*本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることは対象外となります。

<通所型サービス> ※送迎サービスがあります。

体の様子	筋力の低下等により軽度の介助を必要とし、1日を通して体操や交流を行い、要介護への予防したい方	フレイル状態にあり、半日程度の体操や交流を通して体力・筋力の改善をしたい方	・閉じこもりがちな方 ・気持ちが落ちこみやすい方	日常生活は困っていないが、地域の仲間と楽しく介護予防をしたい方	最近、足腰の痛みや筋力の衰えを感じる方
種類	介護予防相当通所サービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	専門的指導付き通所型サービス	通所型サービスB (住民等主体による活動)	通所型サービスC
場所	50事業所	35事業所	5会場	10地区	5事業所
内容	生活機能の向上のための体操やレクリエーション 	認知機能向上 (音楽療法・回想法) 通所型サービス (4会場)	運動機器機能向上 通所型サービス (山本地区のみ)	体操やレクリエーション、交流などを行う通いの場 	短期間、集中的にリハビリ職等が利用者に合わせて指導を行います 
		・食費、日常生活費は別途ご負担いただきます。 ・通所型サービスAは、看護職員や機能訓練指導員、生活相談員等を配置していません。			
提供時間	平均3時間～9時間未満の範囲 (事業所により異なります)	半日(3時間程度) (事業所により1日の場合もあります)	月2回程度	月2回程度	約3か月間
自己負担	利用回数等により異なる 利用料の1～3割/月	入浴あり400円/回 入浴なし340円/回	1回 500円程度	1回 200円程度	無料

令和5年4月1日現在

一般介護予防事業

※送迎サービスはありません。



◇高齢者健康相談事業 [飯田市保健課]

◇運動による健康づくり [飯田市保健課]

地区の公民館等を会場とし、筋力、バランス能力の維持・向上を図る運動教室を行います。

◇いきいき教室 [飯田市保健課]

身近な集会施設に通い、軽い運動や工作、交流等行う教室です。(市内88会場)

◇はつらつ塾 [飯田市長寿支援課]

月2回、6か月間の運動教室です。

◇ふれあいサロン

閉じこもり予防のため、身近な集会施設等で簡単な体操やレクリエーション等をして交流します。

◇高齢者クラブ [飯田市長寿支援課]

地域において、仲間づくりを通して生きがいと健康づくりの活動を行います。

◇介護予防おたずね訪問 [飯田市長寿支援課・地域包括支援センター]

地域包括支援センターが、75歳の一人暮らし世帯、高齢者のみ世帯を訪問して最近のご様子をお聞きします。

相談窓口、お問い合わせ



地域包括支援センター	担当地区	連絡先
いいだ地域包括支援センター	橋北、橋南、羽場、丸山、東野 松尾、下久堅、上久堅	電話 0265-56-1595
かなえ地域包括支援センター	鼎	電話 0265-53-9411
いがら地域包括支援センター	伊賀良、山本	電話 0265-28-2361
かわじ地域包括支援センター	千代、龍江、竜丘、川路、三穂	電話 0265-27-6052
かみさと地域包括支援センター	座光寺、上郷	電話 0265-48-5501
南信濃地域包括支援センター	上村、南信濃	電話 0260-34-1066
飯田市役所 長寿支援課	全市	電話 0265-22-4511

地域包括支援センター



飯田市では、地域の高齢者の生活を支援するための拠点として、市内 6 カ所に地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターは、主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師または看護師の 3 職種が互いに連携を取りながら、活動しています。

市内のみなさんが、住み慣れたまちで安心して暮らしつづけられるよう、元気な方から支援の必要な方まで、お困りなことがありましたら、担当地区の地域包括支援センターへご相談ください。

飯田市役所 長寿支援課 基幹包括支援センター

電話 0265-22-4511 (代表)

FAX 0265-22-4544

令和 5 年発行

